

検 定 制 度 運 営 細 則

2020年1月1日

一般社団法人セキュリティ対策推進協議会

(目的)

第1条 本細則は、一般社団法人セキュリティ対策推進協議会（以下、SPREAD）定款第4条第4項に基づき実施する、検定に関する制度及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検定種別)

第2条 当法人の検定種別は、サポーター検定、マイスター検定の2種類とする。

(学習方法)

第3条 検定を受検しようとする者が、検定のために学習できるよう、学習テキストを提示する。

2. 当法人により編集した書籍を販売し、それにより学習してもらう。
3. 検定問題の範囲を網羅した市販書籍を認定する場合がある。

(検定受検方法)

第4条 検定受検にあたっては、以下の手順で受検する。

2. 事務局から検定スケジュール公開。
3. 受検希望者から事務局に対して受検申込み。
4. 受検希望者から事務局に対して検定料払い込み。
5. 事務局から検定ID・パスワードを受検希望者に送付。
6. 受検希望者がオンラインで検定受検。
7. 合格者に合格証送付。

(信頼性担保)

第5条 検定問題の作成に当たっては、別途定める検定実施基準により、他の関係する役職にない者が検討内容や経緯を非公開として作成に当たる。

2. テキストの作成に当たっては、別途定めるテキスト作成基準により、他の関係する役職にない者が検討内容や経緯を非公開として作成に当たる。

(その他)

第6条 当法人の定款及び本細則に定めのない事項については、理事会にて検討し判断するものとする。

附則

この細則は、2020年1月1日から施行する。